# 防災パートナーシップに関する協定書

三条市(以下「甲」という。)と株式会社新潟放送(以下「乙」という。)は、災害時等における防災パートナーシップに関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (本協定の目的)

第1条 本協定は、三条市内の地震、豪雨、豪雪、暴風、大規模火災、その他の災害の 発生時又は発生のおそれがある場合に備え、甲と乙が連携して、三条市民(以下「市 民」という。)に対し、必要な災害情報を迅速に提供することにより、被害を軽減し、 市民の安全確保を図るほか、平常時から甲と乙が互いに協力して、防災活動に取り組 むことにより、防災意識の向上に寄与することを目的とする。

### (災害時の情報伝達の要請)

第2条 甲は、避難情報等の市民への情報提供について、急を要すると判断した場合は、 乙に対し、テレビやラジオ、インターネット等による情報伝達を要請することができる。

# (災害情報の提供)

- 第3条 甲は乙に対し、災害の規模や被害の状況、避難場所の開設及び復旧の見通しなど、災害に関する情報を可能な限り速やかに提供するよう努める。
- 2 甲は、乙の要請に基づき、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が、 電話などの通信手段を使った生中継などに可能な限り協力するよう努める。

#### (災害情報の伝達)

- 第4条 乙は、災害の発生時又は発生のおそれがある場合は、甲の要請に基づき、提供を受けた防災情報について、テレビやラジオ、インターネット等を通じ、市民への速やかな情報伝達に努める。
- 2 乙は、伝達の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、市民に災害情報の伝達を行う。

#### (平常時の連携)

第5条 甲及び乙は、防災のため使用する目的で、被災の映像や写真、画像データ等の 提供を互いに要請することができる。要請があった場合は、提供に関する条件等を協 議の上、いずれも可能な範囲で提供する。 2 甲は、市民を対象に防災に関する学習会等を開催する場合、乙に協力を要請することができる。乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

### (費用負担等)

第6条 本協定に基づく甲乙それぞれの対応に掛かる費用は、各自が負担するものとする。

# (担当者等の決定)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者を それぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事 項を変更するときは、直ちに相手方に通知する。

## (協定の期間)

第8条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の3 か月前までに甲乙双方から書面による異議申立てがない場合は、引き続き1年間期間 を延長するものとし、以降も同様とする。

#### (協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙双方で 誠意をもって協議の上、決定する。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

#### 令和3年12月23日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 新潟県新潟市中央区川岸町 3 丁目 18 番地 株式会社新潟放送

代表取締役社長 佐藤隆夫